

複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金交付要綱

(平成23年7月29日 水産第777号)
(改正 平成24年4月2日 水産第193号)
(改正 平成26年4月1日 水産第603号)
(改正 平成27年4月1日 水産第17号)
(改正 令和2年10月1日 水産第1987号)
(改正 令和3年4月30日 水産第281号)
(改正 令和5年5月15日 水産第634号)
(改正 令和7年3月17日 水産第4572号)
(改正 令和8年3月31日 水産第5095号)

(趣旨)

第1条 知事は、複合経営等漁家経営改善支援事業実施要領（平成27年4月1日付け水産第17号生産振興部長通知）に基づき、漁家経営改善のための複合経営等の新たな取組や、これまでの複合経営等の取組をさらにステップアップさせた地域の中核となる取組を進めることにより漁家経営の安定を図るため、複合経営等の漁家経営改善への取組に意欲がある漁業者や漁業者グループ（以下「間接補助事業者」という。）に補助する市町（以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

- 2 補助事業者及び間接補助事業者は自己又はグループの構成員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、グループ若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者及び間接補助事業者は、前項の2号から7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与しているグループ又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 4 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和

25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更のない場合で、別表に掲げる対象経費の30%以内の増減及び事業実施主体の変更以外の変更についてはこの限りでない。
- (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、原則として2人以上の者から見積書を徴すること。なお、単一業者との随意契約については、次に掲げる場合とし、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。
 - ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができないとき。
 - イ 一件の購入予定金額が10万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (8) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- (10) 補助事業者が第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用することがある。
- (11) 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、処分制限期間においては様式第7号の財産管理台帳及びその他の関係書類を整理保管しなければならない。
- (12) 規則第22条の規定により、知事に承認を得て財産を処分したことにより収入のあった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (13) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、(1)から(12)までに規定する条件を付すこと。この場合において、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」と、「補助金」とあるのは「間接補助金」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

なお、補助事業の実績報告書の提出に当たっては、補助事業者は原則として現地確認を行うものとする。

- 2 第3条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後30日以内、又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日（第6条第1項の規定により補助金が全額概算払で交付された場合は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日とする。

（補助金の交付）

第6条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には、概算払により交付することができる。なお、補助事業の概算払請求に当たっては、補助事業者は原則として現地確認を行うものとする。

- 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第5号又は第6号のとおりとする。

（財産処分の制限）

第7条 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める耐用年数とする。

- 2 規則第22条第2号に規定する財産は、それぞれ1件の取得価格が10万円以上の機械及び器具とする。

附 則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表

補 助 対 象 経 費		補 助 率
複合経営等による漁家経営改善の取組（チャレンジタイプ、地域の中核タイプ及びスマート漁業推進タイプ）に必要な次に掲げる経費 (1)チャレンジタイプ (2)地域の中核タイプ ① 機械・装置・資材等の購入、 運搬 と設置、リース等に要する経費 ② 販売促進、研修に要する経費 ③ 成分分析、パッケージ、ラベル等の商品化のための委託に要する経費 ④ その他必要と認められる経費 (3)スマート漁業推進タイプ ① スマート機械等の購入、 運搬 と設置、リース等に要する経費 ② その他必要と認められる経費 ただし、本事業に直接関係ない経費及び中古品は補助対象外とする。		間接補助事業に要する経費の 50/100 以内 ただし、同一経費について国等の他の補助事業と併用する場合は、間接補助事業に要する経費の 15/100 以内とする。 また、間接補助事業 1 件につき 1 年度当たりの補助限度額は次のとおりとする。
(1)チャレンジタイプ	個人又はグループが取り組む、複合経営の着業や漁獲物の魚価向上、低コスト化等の漁家経営改善のための新たな取組	2 5 0 万円
(2)地域の中核タイプ	グループが取り組む、チャレンジタイプ等の取組のさらなるステップアップを目指した取組等、地域への波及効果が期待される取組	2 5 0 万円
(3)スマート漁業推進タイプ	個人又はグループが取り組む ICT 等の先端技術を用いた機械等の導入による生産性向上や資源評価の高度化のための取組	2 5 0 万円／人

(注) 補助金の算定にあたっては、いずれの場合においても千円未満の額は切り捨てるものとする。

(様式第1号)

番
年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

年度複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり複合経営等漁家経営改善支援事業を実施したいので、複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

取組課題名	
複合経営等の新たな取組または地域の中核となる取組の概要	

3 負担区分

区 分 (チャレンジ タイプ、地域の 中核タイプま たはスマート 漁業タイプ)	取組課題名	総事業費 (間接補助 事業費) (A)+(B)+(C)	補助対象 経費 (A)+(B)	負担区分			備考
				県費補助金 (A)	市町負担金 (B)	その他 (C)	
		円	円	円	円	円	

(注) 消費税仕入控除税額がない場合は備考欄に理由を記載すること
(例：免税事業者、簡易課税制度適用など)

4 事業の効果

(注) できるだけ客観的指標に基づいて記載すること。

5 事業完了(予定)年月日 年 月 日

6 収支予算(又は収支精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県費補助金					
そ の 他					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
複合経営等漁家 経営改善支援事 業費					

7 添付書類

- ・市町の補助金交付要綱等

(様式第2号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

年度複合経営等漁家経営改善支援事業変更承認申請書

年 月 日付け水産第 号で補助金交付決定の通知があった 年度複合経営等漁家経営改善支援事業について、下記により事業の内容を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

注1：金額の変更がない変更申請の場合は、[]の部分は削除すること。

注2：変更の理由より以下は、補助金交付申請書の記の様式に準じて作成し、変更前を（ ）書きで上段に記載するなど、変更後と比較できるように作成すること。

(様式第3号)

番
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

年度複合経営等漁家経営改善支援事業実績報告書

年 月 日付け水産第 号で補助金交付決定の通知があった 年度複合経営等漁家経営改善支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

注1：記以下は、補助金交付申請書の記の様式に準じて作成する。

注2：記以下の「4 事業の効果」については、交付申請当初に意図していた事業効果がどの程度発現されたかを留意し記載すること。

注3：実績報告の事業の内容及び収支決算が、補助金交付申請書又は事業変更承認申請書と異なる場合は、変更前を（ ）書きで上段に記載するなど、変更後と比較できるよう作成すること。

注4：「財産管理台帳」を添付すること。

注5：見積書、委託契約書、領収書等証拠書類の写しを添付すること。

注6：現地確認が行われたことが分かる書類、写真等を添付すること。

注7：別紙「複合経営等の新たな取組または地域の中核となる取組等」を添付すること。

【別紙】 複合経営等の新たな取組または地域の中核となる取組等

- ### 3 今後の取組方針

(様式第4号)

番
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

年度複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け水産第 号で補助金交付決定の通知があった 年度複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金について、複合経営等漁家経営改善推進支援事業費補助金交付要綱第5条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---------------------------|---|---|
| 1 | 佐賀県補助金等交付規則第13条に基づく確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け水産第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 報告に当たっては、算定の基礎となる参考資料を添付すること。

(様式第5号)

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

年度複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け水産第 号で補助金交付決定の通知があった 年度複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金	円
(内訳) 交付決定額 金	円
交 付 済 額 金	円
今回請求額 金	円
残 額 金	円

振込先 1 金融機関店名

2 預金等種目

3 口座番号

ふりがな
4 口座名

注1：概算払の場合の様式である。

注2：別紙「補助金請求一覧表」を添付すること。

注3：補助対象経費のうち、①に係る現地確認が行われたことが分かる書類、写真等を添付すること。

(様式第6号)

番
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住所
氏名

年度複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け水産第 号で額の確定通知があった 年度複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金について、下記金額を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び複合経営等漁家経営改善支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金	円
(内訳) 確 定 額 金	円
交 付 済 額 金	円
今回請求額 金	円
残 額 金	円

振込先 1 金融機関店名

2 預金等種目

3 口座番号

ふりがな
4 口座名

(注) 精算払の場合の様式である。

(様式第7号)

年度取得物件一覧表(財産管理台帳)

事業実施主体名:

代 表 者 氏 名:

品名	様式又は型式等	取得年月日	耐用年数	数量	単価(円) (税込)	取得金額(円) (税込)	設置場所	備品 番号	写真 番号

※取得物件ごとに写真を添付すること